

占用許可準則と都市・地域再生等利用区域

1. 河川敷地占用許可制度について
2. 河川空間のオープン化について

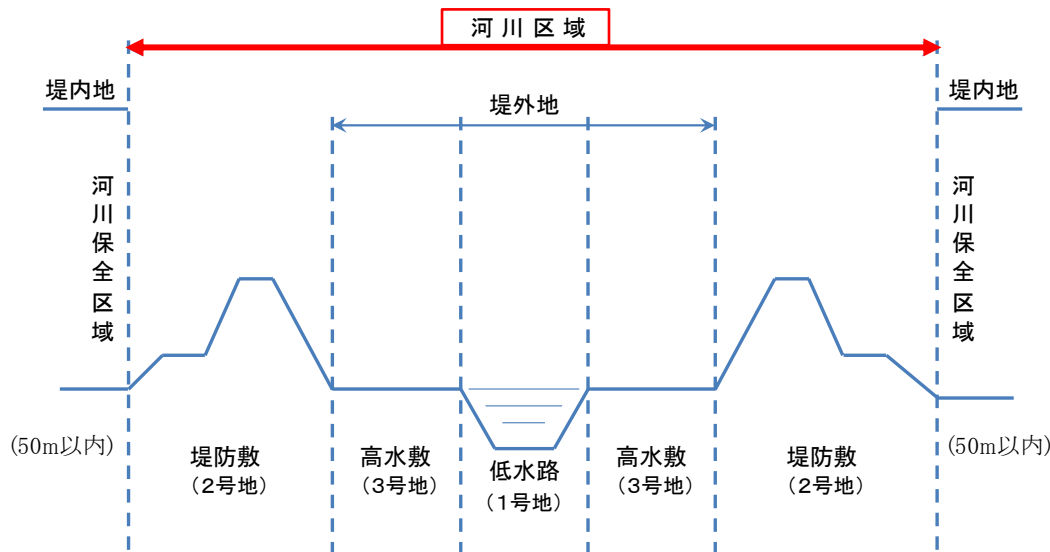
1. 河川敷地占用許可制度について

1. 河川敷地占用許可制度について ①

法律上の根拠

- 河川区域内の土地を占有しようとする者は、河川法第24条の規定に基づく許可(土地の占有の許可)を受けなければならない。
- また、工作物の設置等を伴う場合には、河川法第26条の許可(工作物の新築等の許可)も合わせて受けなければならない。

河川一般図(横断図)



1. 河川敷地占用許可制度について ②

基本的な考え方

- 河川区域内の土地は、河川管理施設と相まって、洪水による被害を除却・軽減させるためのものであり、かつ、公共用物として本来一般公衆の自由な使用に供されるべきものであるから、その占用は原則として認めるべきものではない。
 - しかしながら、占用の目的、態様によっては、
 - 公園、広場等のように一般公衆の使用を増進する場合
 - ダムの設置の場合のように一般公衆の利用は阻害されるが、河川の流水によって生ずる公利を増進するために必要な場合
 - 橋の設置の場合のように河川を離れた社会経済上の必要性に基づいて河川としては甘受しなければならない場合 等
- 意義は様々であるが、占用の制度は必要なものである。

1. 河川敷地占用許可制度について ③

占用許可の基本方針

- 河川区域内における土地の占用の許可を行うに当たっては、「河川敷地占用許可準則」(事務次官通達)により審査した上で許可を行う。



- 占用主体が公共性、公益性を有する団体であること。

地方公共団体、公共交通事業者、公共インフラ事業者、公益法人 等

- 占用施設が公共性、公益性のある施設等であること。

公園、鉄道橋梁、鉄塔、通信ケーブル、水防倉庫、遊歩道 等

- 各種基準に適合していること。

治水上又は利水上の支障がないこと、他の河川利用を著しく妨げないこと、河川整備計画等に沿うものであること、土地利用の状況・景観・環境と調和したものであること

- 河川敷地の適正な利用に資すると認められること。

1. 河川敷地占用許可制度について ④

占用の許可期間の考え方

- 土地の占用の許可は、本来一般公衆の自由な使用に供されるべき公共用物である河川敷地について、特定人に対し本来の用法を越えて特別の使用権を設定するものであることから、その期間は、河川の公共用物としての目的を阻害することがないよう、当該河川の状況、当該占用の目的及び態様等を考慮して必要最小限度のものとしなければならない。
- すなわち、占用の許可に基づく権利は、公共用物である河川敷地を排他的・独占的に使用する権利であることに由来する内在的制約として、必要最小限度の期間のみ存続を認められているものである。

占用許可期間（現状）

- ① 通常の占用施設（公園等）： 10年以内
- ② 周辺環境に影響を与える施設： 5年以内
(例: グライダー練習場、ラジコン飛行機滑空場)

1. 河川敷地占用許可制度について ⑤

河川敷地占用許可準則の改正

- 昭和40年の制定以降、社会ニーズ等に対応するため順次改訂。
 - 昭和40年 制定 (昭和40年12月23日付け 建設事務次官通達)
 - 昭和58年 一部改正 (昭和58年12月 1日付け 建設事務次官通達)
 - 平成 6年 全面改正 (平成 6年10月17日付け 建設事務次官通達)
 - 平成11年 全面改正 (平成11年 8月 5日付け 建設事務次官通達)
 - 平成17年 一部改正 (平成17年 3月28日付け 国土交通事務次官通達)
 - 平成23年 一部改正 (平成23年 3月 8日付け 国土交通事務次官通達)
 - 平成28年 一部改正 (平成28年 5月30日付け 国土交通事務次官通達)

- 平成23年の一部改正において、「第四章 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例」(河川空間のオープン化の特例)を追加。

1. 河川敷地占用許可制度について ⑥

平成23年の準則一部改正の背景

河川敷地占用における占用主体は、原則として公共性、公益性を有する者等に限定されている

営業活動を行う事業者等が河川敷地を利用できるようにすることにより、河川敷地を賑わいのある水辺空間等として積極的に活用したいという要望の高まり

営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用を可能とする特例措置を、平成16年3月から社会実験として実施

社会実験の結果を踏まえ、国土交通省成長戦略に掲げる行政財産の商業利用の促進の観点から、準則を改正

2. 河川空間のオープン化について

2. 河川空間のオープン化について ①

河川空間のオープン化の概要

- 河川管理者、地方公共団体等で構成する協議会の活用などにより、地域の合意を図った上で、河川管理者が区域、占用施設、占用主体をあらかじめ指定する。

※区域の指定は、地元都道府県又は市町村(特別区を含む。)からの要望等を契機として行うことを想定。

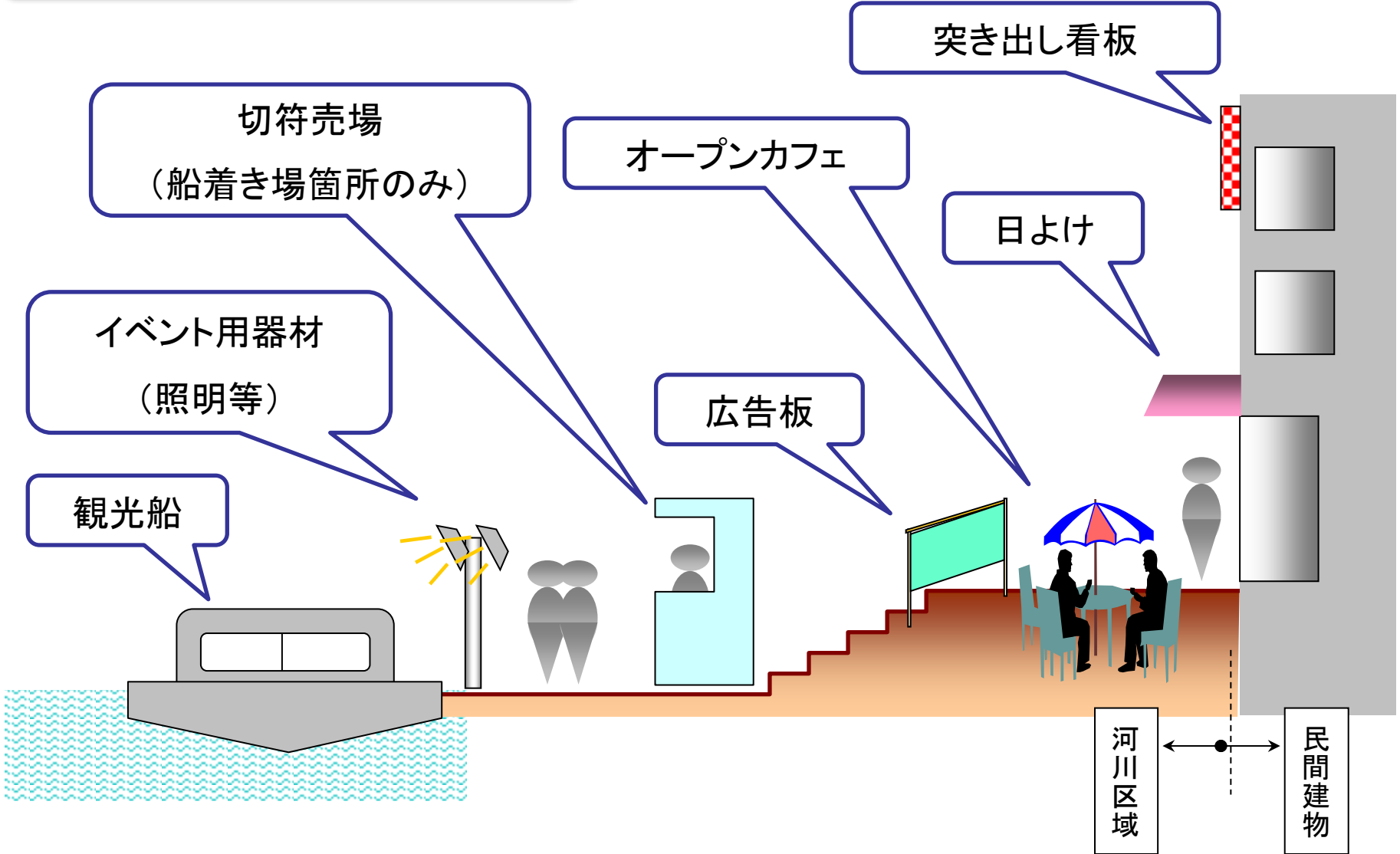
- 占用許可を受けた営業活動を行う事業者等は、河川敷地にイベント施設やオープンカフェ、キャンプ場等を設置することが可能に。



都市及び地域の再生等の観点から、水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用が可能。

2. 河川空間のオープン化について ②

河川空間利用のイメージ



2. 河川空間のオープン化について ③

占用許可の基本方針

➤ 地域の合意が図られていること。

協議会の活用等(※)により、以下の事項について、地域の合意が図られていること。

- 区 域 : 治水上・利水上支障のない区域を指定(都市・地域再生等利用区域)
- 占用方針 : 施設、許可方針(許可条件)
- 占用主体 : 公的主体のほか、営業活動を行う事業者等も可能

➤ 通常の占用許可でも満たすべき基準に該当すること。

- 治水上又は利水上の支障がないこと、他の河川利用を著しく妨げないこと、河川整備計画等に沿うものであること、土地利用の状況・景観・環境と調和したものであること

➤ 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

※協議会によること以外にも、地元市町村があらかじめ河川管理者と協議の上、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第46条第1項に規定する都市再生整備計画に河川敷地の利用について定めていること、地元市町村の同意があることなど、地域の合意が確認できる幅広い手法によることができる。

2. 河川空間のオープン化について ④

占用主体の種類と占用の許可期間

- 占用主体は以下の3類型。
- 占用の許可期間は10年以内。

準則第6に掲げる占用主体

- ・ 公共性、公益性を有する主体(公的主体)
- ・ 占用施設を自ら使用するほか、営業活動を行う事業者等に使用させることができる。

営業活動を行う事業者等であって、協議会等において適切であると認められたもの

- ・ 協議会によること以外にも、地元市町村の同意など地域の合意が確認できる幅広い手法によることができる。

営業活動を行う事業者等

- ・ 占用許可に当たって公的主体や協議会等の調整や関与によることなく、河川管理者のみの判断で占有許可を行うもの。

※「営業活動を行う事業者等」の「等」とは、特定非営利活動法人、権利能力なき社団などをいう。

2. 河川空間のオープン化について ⑤

河川空間のオープン化の手続の流れ

